第２７号議案

　　品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例（平成３０年品川区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

　第４条第２項中「が３５」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、または地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４」に改め、同条に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が４９またはその端数を増すごとに１とする。

第５条第３項第２号中「同一敷地内にある」を削る。

　第６条第２項中「、居宅サービス計画」を「、利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画」に改め、「、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第８項を同条第９項とし、同条第７項各号列記以外の部分中「第４項」を「第５項」に改め、同項第１号中「第４項各号」を「第５項各号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「第４項第１号」を「第５項第１号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項各号列記以外の部分中「第７項」を「第８項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第１５条第２号の次に次の２号を加える。

　⑵の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

⑵の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

　第１５条第９号ただし書中「できるものとする」を「できる」に改め、同条第１４号中「もしくは歯科医師」を「等」に改め、同条第１５号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

　　イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

　　　(ア)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

　　　(イ)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

　　　　ａ　利用者の心身の状況が安定していること。

　　　　ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

　　　　ｃ　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

　第１５条第１６号ただし書中「できるものとする」を「できる」に改め、同条第２９号中「、指定介護予防支援事業者」を「、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

　第２４条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

　第３１条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

　⑶　第１５条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様および時間、その

際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

　　　付　則

　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２４条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等を見直す必要がある。